

10 小原景観協定

(前文)

私たちは「小原景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た三峰川左岸に広がる「潤いのある山裾のたたずまい」と生活環境を守り、美しい中央アルプスと南アルプス及びタカトオコヒガンザクラの咲き誇る高遠城址公園を望む快適な自然環境が後世に引き継がれることを願い、住民総意でこの協定を結びます。

(目的)

第1条 この協定は地域住民が先祖から受け継いだ貴重な景観を守るとともに、美しい景観を未来に手渡すことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は「小原景観協定」といいます。(以下協定という。)

(協定の区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域は高遠町小原区全域とします。

(協定の取り決め)

第4条 この協定は小原区住民と協定区域内の土地所有者及び建物所有者の3分の2以上の合意により取り決めます。但し、以後土地所有権、建物所有権の移転があっても有効継続するよう協力するものとします。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とします。期間満了前までに第9条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

(運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者で組織する運営委員会を組織します。(以下、「委員会」という。)委員会に委員長、副委員長、会計の各1名と委員若干名により構成する役員会をおきます。なお、役員の任期は2年とします。また、委員長は委員会を代表統括します。

(協定事項)

第7条 この協定の目的を達成するために、次の事項を守り、美しい景観と豊かな心を育みます。

- (1) 身のまわりの自然を、住民の共有財産と認め、守るとともに作り出すものがあることを考え、地域の景観づくりに努めていきます。
- (2) 生け垣や、屋敷の植え込みの美しさを守り、育成管理していきます。また、屋敷囲い(板塀、土塀、石垣)も美しい景観であり、管理していきます。
- (3) 地域の歴史を知り、文化遺産(遺跡、神社、仏閣、祠、石仏、石碑、伝説地など)の保全に努めていきます。
- (4) 生活用水及び農業用水は当地域では重要であり、清潔な水路を保全し美しい空間を保つよう努めていきます。
- (5) 個人住宅、集合住宅及び商工業目的の建物(工場・店舗)を建設する場合は3階建てまでとし、景観に調和したものにします。
 - ・建物の壁面を道路及び隣接地からできるだけ後退させ、その空間への植樹、花等の植栽に努めます。
- (6) 広告看板は長野県屋外広告物条例第6条によるもののみにし、道徳上風紀を乱さないもので、景観及び交通安全に配慮したものにします。
 - ・建物に付帯し設置する場合は、屋根より高くせず、また屋上及び屋根には設置しないものとします。
 - ・建物に隣接して設置する場合は、高さ5m以内、5㎡以内で景観に支障のないものとし、看板の老朽化等改善の必要が生じた場合は設置者または地主の責務により撤去、修繕を行うものとします。
- (7) 自動販売機の設置は景観に配慮したものとします。
 - ・設置場所は、建物の敷地内で管理できる位置とします。
 - ・上記以外への設置は禁止します。

(8) ゆとりある生活のため、花のある風景を目指し、植栽に心掛けます。

- ・道路脇、土手、休耕地等空き地には花の植栽に心掛けます。
- ・住宅、店舗等は花等で装飾に心掛けます。

(9) 上記及び上記以外でも景観を損なう恐れのあるものは、委員会と協議するものとします。協議の窓口は、役員会に置くものとします。

(協定事項の尊重)

第 8 条 この協定事項を尊重するため、景観を損ねていると役員会で判断したものは、速やかに改善及び修繕または撤去に協力するものとします。

(運営委員会への委任)

第 9 条 この協定の事項または有効期間の変更もしくは廃止については、小原区住民と協定区域内の土地所有者及び建物所有者の 3 分の 2 以上の合意をもって成立するものとします。

(協定外事項)

第 10 条 この協定に定める事項のほか協定の目的を達成するための事項は、委員会にて決定します。

(附則)

この協定は平成 15 年 1 月 15 日より守って行きます。